

令和7年度補助金及び対象経費の取り扱い

1. 補助対象事業

住民組織や各種団体が自主的に行う人づくり・地域づくり事業を支援する補助金です。

※対象とならない事業

- ・特定の個人の交流、親睦等を目的とした事業
- ・政治目的のある事業
- ・宗教活動に関わる事業
- ・営利を目的とした事業
- ・他の公的機関からの補助金・助成金を受けている事業

2. 補助対象経費

対象経費は補助対象団体が実施する事業費とし、概ね以下のような経費です。

対象経費かどうか不明な際は、八雲支所地域振興課へご相談ください。

区 分		対象になるもの	対象外のもの等
報償費	報償費	各種謝金、謝礼(講師料、出演料)	直接的な宗教行為にあたるもの(玉ぐし料・お布施等)、団体の構成員へは不可 ※特殊な技能を有する者は可
旅費	旅費	事業実施に係る費用、講師旅費等	交通費等に発生する特別料金は不可
需用費	消耗品	事務・衛生用品等の消耗品費、材料代(事業の性質上必要な場合のみ)、図書購入費	直接的な宗教行為にあたるもの(お供え物等)、食糧費(イベントの弁当代や飲食代)、金券、景品、参加賞は不可
	燃料費	車両、機器使用に発生するガソリンやガス代など	経常的な経費との区別ができないものは不可
	印刷製本費	チラシ、資料等の印刷・コピー代	用途・枚数を明らかにすること
役務費	通信運搬費	郵券料、送料	
	広告料	各メディアを利用した広告宣伝費	
	手数料	廃棄物処理代、クリーニング代、対象経費に係る振込手数料	
	保険料	イベント保険料	
委託料	委託料	事業実施に係る費用	委託内容、費用の内訳を明示すること
使用料および賃借料	借上料	機材等の借上料	団体の構成員へは不可 ※特殊な機器及び機材は可
	使用料	会場使用料、駐車場使用料、有料道路通行料	団体の構成員へは不可
	入場料	事業実施に係る入場料	
工事請負費	工事請負費	当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用	
備品購入費	備品購入費	次年度以降も継続して使えるような物品(概ね5万円以上の物品)	事務所や家等に恒常的に使う備品の購入費用は不可(パソコン等)

①委託料及び工事請負費の合計額が補助対象経費の2分の1を超えないこと。

②委託料または工事請負費のいずれかの額が補助対象経費の2分の1を超えないこと。

③備品購入費が補助対象経費の2分の1を超えないこと。

3. 注意事項

・すべての支出に領収書が必要です。品名(内容)・単価・数量がわかるように明記ください。

・領収書の宛名は、補助対象団体名です。